

第8編 のり面保護・擁壁	第2章 のり面保護
4.植生によるのり面保護工の工法	掲載頁 8-32 (486)

正

(2) 植生工を用いる切土のり尻部には、原則、斜距離 2m の張コンクリート工を設置する。

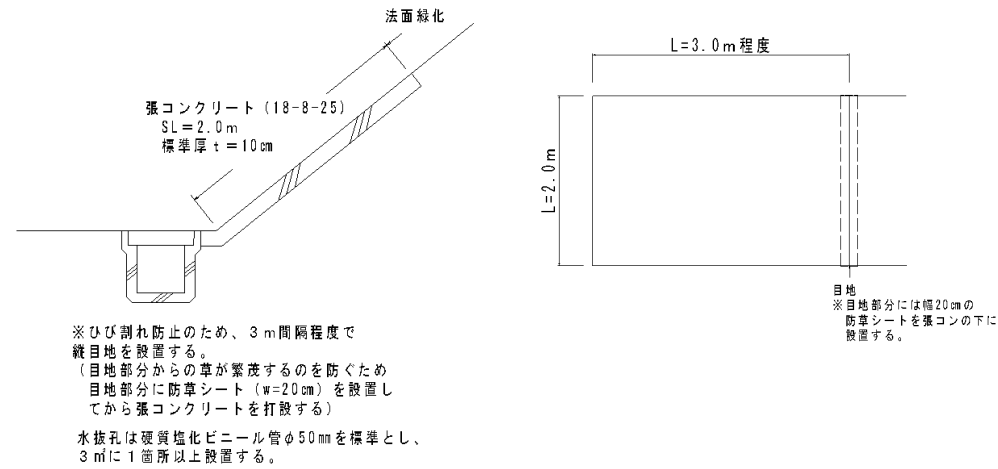


図 4.1 切土のり尻部の防火及び防草対策 (標準図)

張コンクリート工は、防火対策を主目的とする外、道路近傍の草類の繁殖を防ぎ、見通しの確保や除草回数の低減、のり尻の保護にも有効である。

張コンクリート工に代わり、モルタル吹付工等を採用することができる。

(3) 盛土法面においては、法肩部で草が繁茂すると、歩道部もしくは車道部まで草が覆い被さることにより、通行の支障となることがある。通行の安全性の確保や草刈り費用の低減を図るため、法肩部においても、原則、防草対策を行うこと。(対策工法は、第11編維持修繕の「防草対策」を参考にすること。)

誤

(2) 植生工を用いる切土のり尻部には、原則、斜距離 2m のコンクリートブロック張工を設置する。

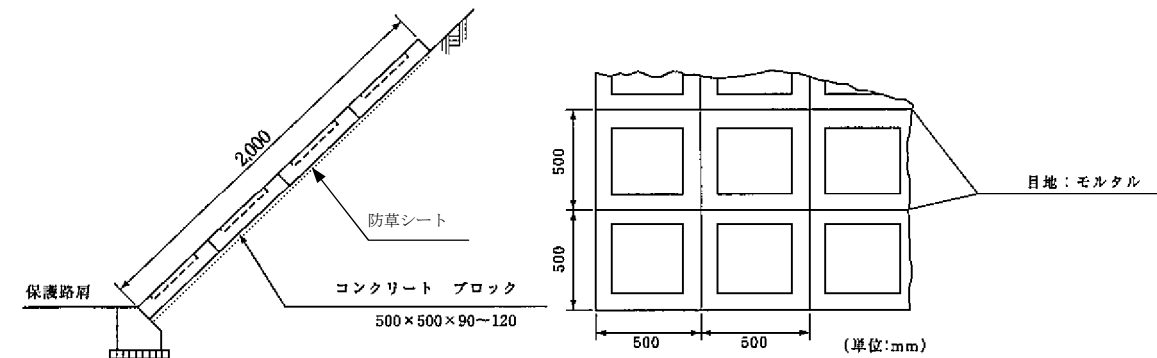
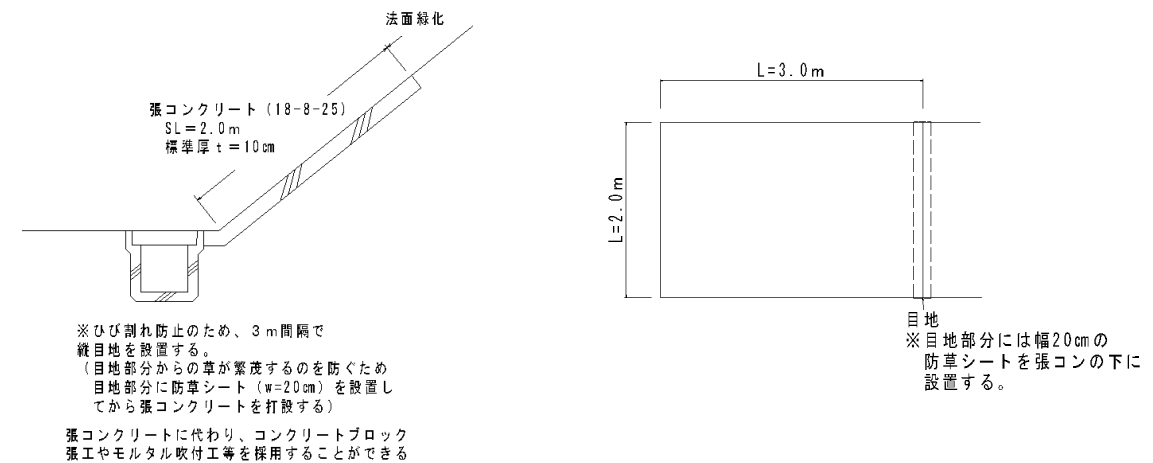


図 4.1 切土のり尻部の防火対策

コンクリートブロック張工は、防火対策を主目的とする外、道路近傍の草類の繁殖を防ぎ、見通しの確保や除草回数の低減、のり尻の保護にも有効である。

コンクリートブロック張工に代わり、張コンクリート工やモルタル吹付工等を採用することができる。

(参考図) 張コンクリート工の場合



(3) 盛土法面においては、法肩部で草が繁茂すると、歩道部もしくは車道部まで草が覆い被さることにより、通行の支障となることがある。通行の安全性の確保や草刈り費用の低減を図るため、法肩部においても、原則、防草対策を行うこと。(対策工法は、第11編維持修繕の「防草対策」を参考にすること。)